

岩手県告示第454号

母子保健法（昭和40年法律第141号）第20条第7項において準用する児童福祉法（昭和22年法律第164号）第20条第7項の規定に基づき、次のとおり指定養育医療機関の指定の辞退があった。

平成21年5月15日

岩手県知事 達 増 拓 也

指定養育医療機関の名称	所在地	診療科名	辞退の効力発生の年月日
岩手県立花巻厚生病院	花巻市御田屋町4番57号	内科、神経科、呼吸器科、消化器科、循環器科、小児科、外科、整形外科、形成外科、脳神経外科、皮膚科、泌尿器科、産婦人科、眼科、耳鼻咽喉科、放射線科、麻酔科	平成21年4月1日
岩手県立北上病院	北上市九年橋三丁目15番36号	内科、精神科、神経内科、呼吸器科、消化器科、循環器科、小児科、外科、整形外科、脳神経外科、呼吸器外科、皮膚科、泌尿器科、産婦人科、眼科、耳鼻咽喉科、放射線科	”